

様式第三(第四十四条関係)

(表 面)

<p>支給について準用する。(後略) (入院時生活療養費) 第五十二条の二 (略) 2 (略) 3 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二並びに前条第三項から第五項までの規定は、保険医療機関について受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。(後略) (保険外併用療養費) 第五十三条 (略) 2 (略) 3 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二並びに第五十二条第三項から第五項までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養、患者申出療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。(後略) (特別療養費) 第五十四条の三 (略) 2 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十二条第五項、第五十三条第二項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。(後略) 3～5 (略)</p>	<p>国民健康保険検査証</p> <p>[法第四十五条の二関係]</p> <div data-bbox="1491 746 1641 965" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 60px; height: 100px; margin: 20px auto;">写真</div> <p>官職又は職名</p> <p>氏 名</p> <p>(年 月 日生)</p>
--	--

(裏 面)

第 号

平成 年 月 日交付

厚生労働大
臣、地方厚
生局長、地
方厚生支局
長又は都道
府県知事印

国民健康保険法 (抄)

(保険医療機関等の報告等)

第四十五条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、療養の給付に
して必要があると認めるときは、保険医療機関等若しくは保険医療
機関等の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業
者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)
に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示
を命じ、保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬
剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求
め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは保険医療機
関等について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査さ
せることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員
は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求がある
ときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと
解釈してはならない。

4・5 (略)

(入院時食事療養費)

第五十二条 (略)

2～5 (略)

6 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、
第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで並びに第四十五条の
二の規定は、保険医療機関について受けた食事療養及びこれに伴う
入院時食事療養費の

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。